

令和8(2026)年度 栃木県児童・生徒指導の基本方針

栃木県教育委員会

児童・生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、児童・生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

そのため、各学校においては、校長のリーダーシップの下、児童生徒の自己指導能力の獲得を支える児童・生徒指導を全校体制で推進する。

児童・生徒指導をもって育む能力や態度等

- 他者との関わりの中で自らをかけがえのない存在として認識する自尊感情
- 生命尊重の精神や人権感覚、思いやりの心を備えた豊かな感性
- 自己の夢や希望を実現しようとする意欲や態度
- 集団や社会の一員としての自覚や責任ある態度及び規範意識
- よりよい人間関係を構築できる能力
- 場に応じて適切に判断し行動する力

【努力点】

1 学業指導の充実

「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」の相互の関連を意識しながら一体的に進める指導の工夫

2 発達課題の達成に向けた指導の充実

児童生徒理解に基づく系統的な指導と、発達課題の達成を図る児童・生徒指導の推進

3 ガイダンスの機能の充実

現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てるガイダンスの機能の充実

4 家庭や地域社会、関係機関等との連携・協働体制の充実

児童生徒の健全育成に向けた家庭・地域社会・関係機関等との緊密な連携・協働体制の充実

5 問題行動や不登校等対策の充実

いじめをはじめとする問題行動や不登校等への適切な対応と危機管理体制の強化

【取り組むべき具体的内容】

1 学業指導の充実

○ 一人一人の児童生徒理解及び学級(ホームルーム)集団の実態把握に基づく個性(よさや違い)を集団の中で生かし合い、伸ばし合える授業づくりに向けた取組とその評価の工夫

2 発達課題の達成に向けた指導の充実

○ 児童生徒の実態に応じた発達課題の明確化とその達成に向けた指導及び評価の工夫

3 ガイダンスの機能の充実

○ 学級(ホームルーム)や学校の生活への適応やよりよい人間関係を形成する学級(ホームルーム)活動等の充実

○ 将来の進路、自己の在り方生き方などについて、主体的な選択やよりよい意思決定ができるようにするための計画的・組織的な指導の充実

4 家庭や地域社会、関係機関等との連携・協働体制の充実

○ 基本的な生活習慣の定着に向けた家庭と連携した取組の充実

○ いじめをはじめとする問題行動や不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた家庭・地域住民、外部専門家、関係機関及び異校種等と連携・協働した取組の充実

5 問題行動や不登校等対策の充実

○ 個性や多様性を認め合い、安心して学び、生活できる風土づくり及び危機管理体制の強化

○ いじめ防止対策推進法、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に基づく組織的対応の徹底

○ 深い児童生徒理解に基づく個別の状況に応じた柔軟な働きかけときめ細かな支援による不登校対策の充実